

債券内容説明書

平成28年6月3日

## 第35・36回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第35回国際協力機構債券及び第36回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（平成27年12月1日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。
5. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

#### 本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構  
資金・管理部 市場資金課  
電話番号 東京 03 (5226) 9279

## 目次

		頁
第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券（10年債）	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	6
3	新規発行債券（20年債）	7
4	債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）	11
5	新規発行による手取金の使途	12
第二部	参照情報	13
第1	参照書類	14
第2	参照書類の補完情報	14

# 第一部 証券情報

## 第1 募集要項

### 1. 新規発行債券 (10年債)

銘 柄	第35回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成28年6月3日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年0.080%	払込期日	平成28年6月20日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成38年6月19日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成28年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</li> <li>2. 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</li> <li>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</li> <li>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</li> </ol>		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 償還金額 額面100円につき金100円</li> <li>2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本債券の元金は、平成38年6月19日にその全額を償還する。</li> <li>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</li> <li>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</li> </ol> </li> </ol>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&I からAA+の信用格付を平成28年6月3日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからA+の信用格付を平成28年6月3日付で取得している。S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」（<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA 法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成28年6月3日付第35回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更
- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
  - (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。
9. 本債券の債権者集会
- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
  - (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
  - (3) 債権者集会は、東京都において行う。
  - (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
  - (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
  - (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
  - (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
  - (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
    - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。
    - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
    - ③決議が著しく不公正であるとき。
    - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
  - (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
  - (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
  - (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
  - (12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。
10. 元利金の支払
- 本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。
11. 募入方法
- 応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。
12. 発行代理人及び支払代理人
- 別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。



## 2. 債券の引受け及び債券に関する事務 (10年債)

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 4,000	
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

### 3. 新規発行債券 (20年債)

銘 柄	第36回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成28年6月3日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	年0.313%	払込期日	平成28年6月20日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成48年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成28年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か半分を支払う。</li> <li>2. 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</li> <li>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</li> <li>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</li> </ol>		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 償還金額 額面100円につき金100円</li> <li>2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本債券の元金は、平成48年6月20日にその全額を償還する。</li> <li>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</li> <li>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</li> </ol> </li> </ol>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&I からAA+の信用格付を平成28年6月3日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&P からA+の信用格付を平成28年6月3日付で取得している。S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA 法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成28年6月3日付第36回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

摘

要

8. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

9. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
  - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。
  - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
  - ③決議が著しく不公正であるとき。
  - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

10. 元利金の支払

本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

11. 募入方法

応募超過の場合は、本募集要項「4. 債券の引受け及び債券に関する事務（20年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。

12. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。

#### 4. 債券の引受け及び債券に関する事務 (20年債)

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 4,000	1. 引受人は、 本債券の全額 につき、連帯し て買取引受を 行う。 2. 本債券の引 受手数料は額 面100円につき 金40銭とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
計	—	10,000		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

## 5. 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	80 百万円	19,920 百万円

(注) 上記金額は、第35回国際協力機構債券及び第36回国際協力機構債券の合計金額です。

### (2) 手取金の使途

上記差引手取概算額19,920百万円は、平成28年度中に、全額をJICA法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

## 第二部 参 照 情 報



## 第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部 (平成27年12月1日現在)」

## 第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部 (平成27年12月1日現在) (以下「発行者情報説明書」という。)に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書 証券情報の部作成日 (平成28年6月3日) までの間において、以下のとおり変更及び追記すべき事項が生じております (変更箇所は下線で示しております)。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載された事項を除き、本債券内容説明書 証券情報の部作成日 (平成28年6月3日) 現在においてもその判断に変更はありません。

### 第1 発行者の概況

#### 3. 事業の内容

##### **3-2. 当機構の業務内容**

###### (1) 業務の種類

###### ② 有償資金協力 (JICA 法第13条第1項第2号)

(前略)

また、平成27年11月21日にマレーシアのクアラルンプールにて行われたASEAN ビジネス投資サミットにおいて、安倍総理大臣より「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえた円借款・海外投融資の制度拡充策について発表されました。これを受けて、当機構は財務健全性を確保することを前提としてドル建て借款の創設及び外貨返済型円借款の適用拡大やサブ・ソブリン円借款における新たな対応等、円借款の利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。

(中略)

主要国所得階層別分類（国連及び世銀の分類による。）

平成28年4月改定

所得階層	一人当たり GNI (平成26年)	
	うち貧困国	アフガニスタン, ウガンダ, エチオピア, エリトリア, ガンビア, カンボジア, ギニア, ギニアビサウ, コモロ, コンゴ民主共和国, シエラレオネ, ソマリア, タンザニア, チャド, 中央アフリカ, トーゴ, ニジェール, ネパール, ハイチ, ブルキナファソ, ブルンジ, ベナン, マダガスカル, マラウイ, マリ, <u>南スーダン</u> , ミャンマー, モザンビーク, リベリア, ルワンダ
	L D C	アンゴラ, イエメン, キリバス, サントメ・プリンシペ, ザンビア, ジブチ, スーダン, 赤道ギニア, セネガル, ソロモン諸島, ツバル, バヌアツ, <u>バングラデシュ</u> , 東ティモール, ブータン, モーリタニア, ラオス, <u>レソト</u>
貧困国	US\$1,045 以下	ジンバブエ
低所得国	US\$1,046 以上 US\$1,985 以下	インド, カメルーン, ガーナ, キルギス, <u>ケニア</u> , コートジボワール, <u>タジキスタン</u> , ニカラグア, パキスタン, ベトナム
中所得国	US\$1,986 以上 US\$4,125 以下	アルメニア, インドネシア, ウクライナ, <u>ウズベキスタン</u> , エジプト, エルサルバドル, ガイアナ, カーボヴェルデ, グアテマラ, コソボ, コンゴ共和国, サモア, ジョージア, シリア, スリランカ, スワジランド, ナイジェリア, パプアニューギニア, フィリピン, ボリビア, ホンジュラス, ミクロネシア, モルドバ, モロッコ
中進国	US\$4,126 以上 US\$7,174 以下	アルジェリア, アルバニア, イラク, イラン, エクアドル, ジャマイカ, セルビア, セントビンセント・グレナディーン, セントルシア, タイ, チュニジア, ドミニカ共和国, ドミニカ国, トンガ, ナミビア, <u>パラグアイ</u> , フィジー, ベリーズ, ペルー, ボスニア・ヘルツェゴビナ, マケドニア, マーシャル諸島, <u>南アフリカ</u> , <u>モンゴル</u> , ヨルダン
卒業移行国 (中進国を超える所得水準の 開発途上国)	US\$7,175 以上 US\$12,745 以下	アゼルバイジャン, カザフスタン, ガボン, グレナダ, コスタリカ, コロンビア, スリナム, <u>中国</u> , トルクメニスタン, トルコ, パナマ, パラオ, ブラジル, <u>ブルガリア</u> , <u>ベラルーシ</u> , ボツワナ, マレーシア, メキシコ, モーリシャス, <u>モルディブ</u> , <u>モンテネグロ</u> , <u>リビア</u> , ルーマニア, レバノン

### 3-3. 当機構の財務

#### (3) 資金調達の概要

##### ② 有償資金協力勘定の資金調達

##### (iii) 財投機関債

旧JBICの海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計4,300億円を発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

	発行日	発行額
第1回国際協力機構債券	平成20年12月19日	300億円
第2回国際協力機構債券	平成21年6月19日	300億円
第3回国際協力機構債券	平成21年12月16日	200億円
第4回国際協力機構債券	平成22年6月18日	200億円
第5回国際協力機構債券	平成22年9月15日	200億円
第6回国際協力機構債券	平成22年12月15日	200億円
第7回国際協力機構債券	平成23年6月16日	200億円
第8回国際協力機構債券	平成23年9月26日	150億円
第9回国際協力機構債券	平成23年9月26日	50億円
第10回国際協力機構債券	平成23年12月20日	100億円
第11回国際協力機構債券	平成23年12月20日	100億円
第12回国際協力機構債券	平成24年6月22日	100億円
第13回国際協力機構債券	平成24年6月22日	100億円
第14回国際協力機構債券	平成24年9月24日	100億円
第15回国際協力機構債券	平成24年9月24日	100億円
第16回国際協力機構債券	平成24年12月26日	100億円
第17回国際協力機構債券	平成24年12月26日	100億円
第18回国際協力機構債券	平成25年6月20日	100億円
第19回国際協力機構債券	平成25年6月20日	100億円
第20回国際協力機構債券	平成25年9月20日	100億円
第21回国際協力機構債券	平成25年9月20日	100億円
第22回国際協力機構債券	平成25年12月24日	100億円
第23回国際協力機構債券	平成26年2月21日	100億円
第24回国際協力機構債券	平成26年6月20日	100億円
第25回国際協力機構債券	平成26年6月20日	100億円
第26回国際協力機構債券	平成26年9月22日	100億円
第27回国際協力機構債券	平成26年9月22日	100億円
第28回国際協力機構債券	平成26年12月22日	100億円
第29回国際協力機構債券	平成27年6月22日	100億円
第30回国際協力機構債券	平成27年6月22日	100億円
第31回国際協力機構債券	平成27年9月24日	100億円
第32回国際協力機構債券	平成27年9月24日	100億円
第33回国際協力機構債券	平成27年12月21日	100億円
第34回国際協力機構債券	平成28年2月12日	100億円

##### (iv) 政府追加出資金

当機構は、譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受入れています。旧JBICの前身であった海外経済協力基金(OECF)の設立後昭和35年度から昭和37

年度、昭和40年度から平成27年度までの毎年度に追加出資受入実績があり、平成28年度においても予算が措置されております。

(中略)

(vi) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定の過年度の資金調達実績並びに平成27年度予算及び28年度予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 予算	平成28年度 予算
財政投融资	829	1,194	2,546	4,366	4,680
うち財政融資資金借入金	829	1,194	1,975	3,766	3,930
うち政府保証債			571	600	750
政府一般会計からの出資金	503	506	485	483	444
回収金等によるその他自己資金等	5,325	5,798	5,248	5,036	5,401
合計	6,658	7,498	8,279	9,885	10,525

## 4. 関係会社の状況

### 4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

#### (1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること（海外投融资）が含まれます（JICA 法第13条第1項第2号ロ）。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取組んでいきます。

【参考】当機構の出資案件は、以下のとおりです。

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率 (%)	相手国
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	昭和53年8月	57,350百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール(株)	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	昭和59年12月	2,310百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学(株)	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造	昭和56年6月	14,200百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュ KAFCO 肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資(株)	チッタゴン市における尿素及びアンモニアの製造	平成2年7月	5,024百万円	46.4	バングラデシュ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、パルプを生産する	平成7年4月	13,351百万円	42.7	インドネシア
炭素基金事業 (世銀/炭素基金)	世銀/炭素基金	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元。	平成12年6月	195.55百万ドル (注)	5.6	—
パキスタン貧困層向けマイクロファイナンス事業	The First Microfinance Bank Limited-Pakistan : FMFB-P	FMFB-P がマイクロファイナンス事業をパキスタン国内で拡大するにあたり、必要となる資金を当機構が海外投融資を通じて支援するもの	平成24年3月	2,731百万PKR	8.8	パキスタン
中南米 省エネ・再生可能エネルギー事業	MGM Sustainable Energy Fund, L.P.	コロンビア、メキシコ及び中米・カリブ地域を対象に省エネリース事業及び一部再エネ(中規模～10MW程度太陽光発電等)事業を行うファンドに対する出資を行う。	平成27年1月	5.95百万ドル	15.8	中南米
ミャンマー国ティラワ経済特区(Class A区域)開発事業	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	ヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区(SEZ)において、早期開発区域の工業団地開発・販売・運営事業を支援するもの。	平成27年3月	27.00百万ドル	10.0	ミャンマー
アジア気候変動対策ファンド	Asia Climate Partners LP	アジア諸国において再生可能エネルギー、クリーンテクノロジー、天然資源利用の効率化、水資源、農業、林業等の事業分野で、環境や社会に貢献しうる企業へ投資するもの。	平成27年12月	9百万ドル	12.6	アジア

(注) 世銀/炭素基金への出資に関しては、直近の決算期におけるファンド全体の拠出金累計を記載。

## 第2 事業の状況

### 2. 対処すべき課題

#### (2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

(前略)

#### 【参考】日本の ODA に関する主な国際公約

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2011年9月	<b>【第66回国連総会】</b> 野田総理大臣より、①南スーダンの国づくりと地域の平和定着のための支援、②「アフリカの角」への更なる人道支援、③「アラブの春」が起こっている中東・北アフリカの改革・民主化努力を支援するための総額約10億ドルの円借款実施を表明。	10億ドル	2011～
2012年4月	<b>【第4回日本・メコン地域諸国首脳会議】</b> 野田総理大臣より、インフラや基礎生活分野などの社会基礎整備に引き続き重要な役割を果たす ODA について、日本より、来年度以降3年間で円借款、無償協力資金、技術協力を活用し、約6,000億円の支援を実施することを表明。	6,000億円	2013～2015
2012年6月	<b>【国連持続可能な開発会議（リオ+20）】</b> 玄葉外務大臣より、持続可能な開発を実現するための「緑の未来」イニシアチブとして、①環境未来都市の世界への普及、②世界のグリーン経済への貢献、③強靱な社会づくりへの取組を発表。今後3年間で環境・低炭素技術導入に30億ドル、総合的な災害対策に30億ドルの支援を実施することを表明。	60億ドル	2012～2015
2012年7月	<b>【世界防災閣僚会議 in 東北】</b> 野田総理大臣より日本として、国際社会の防災分野の取組を主導していく決意を表明。2013年からの3年間で30億ドルの支援を行うことを表明。	30億ドル	2013～2016
2012年7月	<b>【アフガニスタンに関する東京会合】</b> 玄葉外務大臣より、アフガニスタンに対し、①アフガニスタンの人口の約8割が従事する農業、②地域協力という観点からも重要なインフラ整備、③国造りの原点である人づくりといった経済社会開発分野の支援を行うべく、2012年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援を行うことを表明。	最大約30億ドル	2012～2016
2012年10月	<b>【ミャンマーに関する東京会合】</b> 城島財務大臣より、円借款の延滞債務解消のための措置を、来年1月に実施すること、及び来年のできるだけ早い時期に、新たな円借款による本格的な支援の再開を予定していることを表明。	-	-
2013年5月	<b>【日・ミャンマー首脳会談】</b> ミャンマーの改革努力を支援するため、延滞債務残額の解消と円借款511億円を含む総額910億円の ODA を2013年度末までに供与することを表明。	910億円	2013
2013年5月	<b>【中東首相訪問】</b> 安倍総理大臣より、中東地域の安定に向けて、中東・北アフリカ地域に対し、新たに総額22億ドル規模の支援を行うことを発表。また、今後5年間（2013年度～2017年度）で約2万人の研修実施と専門家派遣を行うことを表明。	22億ドル	2013
2013年6月	<b>【第5回アフリカ開発会議（TICADV）】</b> 安倍総理大臣より、①民間の貿易投資を促進し、アフリカの投資を後押しする。②日本らしい支援を通じ、「人間の安全保障」を推進する、という基本方針の下、今後5年間で総額1.4兆円の ODA 支援を行うことを表明。	1.4兆円	2013～2018

2013年9月	<p><b>【第68回国連総会】</b>  安倍総理大臣より、「紛争の予防と解決、平和構築に至る全段階で、女性の参画を確保するとともに、紛争下、危険にさらされる女性の権利、身体を守る対策」として、今後3年間で30億ドルのODA支援を行うことを表明。</p>	30億ドル	2013～2016
2013年10月	<p><b>【水銀に関する水俣条約外交会議】</b>  岸田外務大臣より、大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の3分野において、途上国の環境汚染対策のため、今後3年間で総額20億ドルのODAによる支援を実施すること、及び途上国による水俣条約の締結を支援するため、水銀汚染防止に特化した人材育成支援を新たに実施することを表明。</p>	20億ドル	2014～2016
2013年11月	<p><b>【攻めの地球温暖化外交戦略(「Actions for Cool Earth (ACE) 」)】</b>  攻めの地球温暖化外交戦略の一環として、2013～2015年の3年間に、公的資金1兆3,000億円(約130億ドル)を含む官民合わせて計1兆6,000億円(約160億ドル)の支援を実施するとの途上国支援策を発表。主としてODAやJBIC融資等のOOF(その他の公的資金)を活用し、途上国の気候変動問題対策への支援を行うもの。</p>	130億ドル	2013～2015
2013年12月	<p><b>【日・ASEAN特別首脳会議】</b>  安倍総理大臣より、2015年の共同体構築を目指すASEANが掲げる「連結性の強化」、「格差是正」を柱にインフラ整備など5年間で総額2兆円規模のODA供与を表明。</p>	2兆円	2013～2018
2014年1月	<p><b>【日・モザンビーク首脳会談】</b>  安倍総理大臣より、ナカラ回廊を中心に、道路、港、エネルギー、環境、保健、教育等を含めた総合的開発のために、5年間(2013～2017年)で約700億円のODAの支援を実施することを表明。</p>	700億円	2013～2017
2014年1月	<p><b>【日・印首脳会談】</b>  安倍総理大臣より、今後もインド向けにODAを活用したインフラ整備や貧困削減などの支援を行っていくとの考えを伝達し、デリーメトロ延長を含む3件(総額約2,000億円)の円借款の供与を決定したことを表明。</p>	2,000億円	2014
2014年3月	<p><b>【G7首脳会合】</b>  ウクライナに対し、日本として最大1,500億円(約15億ドル)の支援を行うことを表明。</p>	1,500億円	2014
2014年5月	<p><b>【日・バングラデシュ首脳会談】</b>  安倍総理大臣より、バングラデシュ及び地域の経済発展の促進に関し、「ベンガル湾産業成長地帯構想」を提案し、2014年より概ね4～5年を目途にバングラデシュに対し円借款を中心とする最大約6,000億円の支援を供与することを表明。</p>	6,000億円	2014～2018
2014年7月	<p><b>【日・カリブ共同体諸国(カリコム)首脳会合】</b>  安倍総理大臣は、カリコム諸国が抱える「小島嶼国特有の脆弱性」に鑑み、一人当たりの所得水準とは異なる観点から支援が重要と表明。今後の協力のために、調査を実施し、具体的な協力の在り方については、検討していくことを表明。</p>	-	2014～
2014年9月	<p><b>【日・印首脳会談】</b>  安倍総理大臣は、次世代インフラ、連結性、輸送システム、スマートシティ、ガンジス川及び他の河川の再生、製造業、クリーンエネルギー、能力開発、水の安全保障、食品加工及び農産業、農業コールドチェーン及び農村開発といった分野を含む、相互の利益のための適切な政府及び民間のプロジェクトの資金を手当てにするため、今後5年間で、インドに対し、ODAを含む、3.5兆円規模の日本からの官民投融資を実現するとの意図を表明。</p>	3.5兆円	2014

2014年9月	【第3回小島嶼開発途上国(SIDS)国際会議】 気候変動、防災及び保健分野における我が国のSIDS支援策について紹介しつつ、今後3年間で同分野における5,000人の人材育成を行う旨を発表。	(5,000人)	2015~2017
2014年11月	【G20ブリスベン・サミット】 安倍総理大臣より、気候変動分野での途上国支援を行う緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF)に対して最大15億ドルを拠出する意向を表明。	15億ドル	2015
2015年3月	【第3回国連防災世界会議】 安倍総理大臣より、40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を含む「仙台防災協力イニシアティブ」を発表。	40億ドル	2015~2018
2015年3月	【安倍昭恵内閣総理大臣夫人とミシェル・オバマ米国大統領夫人を迎えた日米共同行事】 女兒・女性のエンパワーメントとジェンダーに配慮した教育関連分野において、2015年からの3年間で420億円以上の政府開発援助(ODA)を実施することにコミット	420億円	2015~2017
2015年4月	【アジア・アフリカ会議(バンドン会議)60周年記念首脳会議】 安倍総理大臣より、今後5年間で35万人に対する人材育成支援の実施を表明。	(35万人)	2015~2019
2015年5月	【第21回国際交流会議「アジアの未来」晚餐会 安倍総理大臣スピーチ】 ADBと連携し、今後5年間で総額約1,100億ドル(13兆円規模)の「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供していくことを表明	1,100億ドル	2015~2019
2015年5月	【第7回太平洋・島サミット】 安倍総理大臣より、太平洋島嶼国の自立的発展を促すための協力として、今後3年間で550億円以上の支援を提供するとともに、4,000人の人づくり・交流支援を行うことを表明。	550億円	2015~2017
2015年6月	【アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー 岸田外務大臣基調演説】 インド洋における漂流者問題について、国際移住機関及びUNHCRを通じた350万ドルの支援を発表。	350万ドル	
2015年6月	【ネパール復興に関する国際会議】 ネパール災害後ニーズ評価を踏まえ、学校、住宅、公共インフラの再建を中心に、総額320億円超(約2.6億ドル)規模の支援を表明。	320億円	
2015年9月	【難民への人道支援に関するG7関連会合】 保健・衛生、教育、食料分野等でのシリア・イラクの難民・国内避難民支援強化を発表。	8.1億ドル	2015
2015年11月	【第18回日・ASEAN首脳会議】 安倍総理大臣より、産業の高度化のため、今後3年間で4万人の産業人材の育成を表明。	(4万人)	2018
2015年11月	【ASEANビジネス投資サミット安倍総理大臣スピーチ】 安倍総理大臣は、JICAとADB合わせて100億ドルの協調融資実施を表明。	100億ドル	2020
	安倍総理大臣より、民間のプロジェクトに対してJICAはADBを通じて、最大15億ドルの投融資を行う実施を表明。	最大15億ドル	2020
2015年11月	【国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)】 2020年に官民あわせて年間約1兆3千億円の気候変動関連の途上国支援を行うことを表明。	年間約1兆3千億円	2020



### 3. 事業等のリスク

(前略)

#### (3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA法附則第4条において、当機構が旧JBICの義務を承継した時は、当該承継の時において発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既済債券の残高は以下のとおりです。(平成28年3月31日時点)

なお、平成23年4月28日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	250,000,000,000円
-------	------------------

## 第4 発行者の状況

### 2. 役員の状況（平成28年6月3日現在）

【役員の定数】 JICA法第7条の規定により、理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人。

【役員の任期】 通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。  
JICA法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	北岡 伸一	平成27年10月1日	昭和60年 立教大学法学部教授 平成9年 東京大学法学部教授 平成16年 特命全権大使（日本政府国連代表部次席代表） 平成24年 政策研究大学院大学教授 平成24年 国際大学学長 平成27年 国際協力機構理事長
副理事長	越川 和彦	平成28年5月23日	昭和55年 外務省入省 平成20年 特命全権大使 アンゴラ 平成23年 外務省国際協力局長 平成24年 外務省大臣官房長 平成26年 特命全権大使 スペイン 平成28年 国際協力機構副理事長
理事	加藤 宏	平成25年10月1日  (再任)	昭和53年 国際協力事業団採用 平成17年 国際協力機構国内事業部長 平成19年 国際協力機構国際協力総合研修所長 平成20年 国際協力機構研究所副所長 平成24年 国際協力機構上級審議役 平成25年 国際協力機構理事
理事	木山 繁	平成25年10月1日  (再任)	昭和52年 海外経済協力基金採用 平成15年 国際協力銀行開発第1部長（ASEAN諸国） 平成17年 国際協力銀行財務部長 平成19年 国際協力銀行アフリカ地域外事審議役 平成20年 国際協力機構上級審議役 平成25年 国際協力機構理事
理事	柳沢 香枝	平成26年10月1日	昭和55年 国際協力事業団採用 平成14年 国際協力事業団ウズベキスタン事務所長 平成17年 国連開発計画南南協力特別ユニット・シニアアドバイザー 平成21年 国際協力機構国際緊急援助隊事務局長 平成24年 国際協力機構東・中央アジア部長 平成26年 国際協力機構理事
理事	伊藤 直樹	平成27年10月1日	昭和59年 外務省入省 平成19年 外務省国際協力局政策課長 平成20年 在インド日本国大使館公使 平成23年 在英日本国大使館公使 平成26年 外務省大臣官房審議官兼経済局 平成27年 国際協力機構理事

理事	入柿 秀俊	平成27年10月1日	昭和57年 海外経済協力基金採用 平成20年 国際協力機構インド事務所長 平成21年 国際協力機構人事部審議役 平成24年 国際協力機構産業開発・公共政策部長 平成25年 国際協力機構東南アジア・大洋州部長 平成27年 国際協力機構理事
理事	神崎 康史	平成27年10月1日	昭和58年 大蔵省入省 平成13年 アジア開発銀行総裁補佐官 平成20年 財務省大臣官房信用機構課長 平成21年 金融庁総務企画局政策課長 平成23年 アジア開発銀行予算人事経営システム局長 平成27年 国際協力機構理事
理事	富吉 賢一	平成27年10月1日	昭和61年 通商産業省入省 平成9年 在メキシコ日本国大使館一等書記官 平成19年 愛知県産業労働部長 平成22年 経済産業省製造産業局繊維課長 平成23年 日本貿易振興機構ジャカルタ事務所長 平成27年 国際協力機構理事
監事	黒川 肇	平成23年10月1日  (再任)	平成5年 デロイト・アンド・トウシュ会計事務所 フランクフルト事務所マネージャー 平成9年 監査法人トーマツ国際選任部門マネージャー 平成11年 監査法人トーマツ本部パブリックセクター部シニアマネージャー 平成12年 監査法人トーマツ東京事務所パブリックセクター部シニアマネージャー 平成22年 有限責任監査法人トーマツ東京事務所パブリックセクター部マネージャー 平成23年 国際協力機構監事
監事	町井 弘実	平成26年1月1日  (再任)	平成12年 株式会社日本長期信用銀行監査役室室長 平成19年 ING Direct Services株式会社監査部長 平成21年 厚生労働省日本年金機構設立準備事務局アドバイザー 平成22年 日本年金機構監査部部長 平成25年 SGアセットマックス株式会社コンプライアンス・オフィサー 平成26年 国際協力機構監事
監事	乾 英二	平成27年10月1日	平成2年 国際協力事業団採用 平成15年 国際協力機構ザンビア事務所長 平成22年 国際協力機構総務部審議役 平成24年 国際協力機構理事長室長 平成24年 国際協力機構アフリカ部長 平成27年 国際協力機構監事

以上